

新宿区附属機関等の設置及び運営に関する基準

令和 2 年 11 月 30 日

2 新総総第 2627 号

区 長 決 定

(趣旨)

第 1 条 区における附属機関等の設置及び運営については、法令及び条例等別に定めがあるもののほか、この基準の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この基準において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 附属機関 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律又は条例により設置する機関をいう。
- (2) 協議会等 前号に定めるものを除くほか、区政の運営、施策等に関して学識経験者等から意見聴取等を行い、専門的な知識や区民の意見を区政に反映することを目的として設置する機関をいう。ただし、区の職員のみで構成される会議等は除く。
- (3) 附属機関等 附属機関及び協議会等をいう。

(附属機関等の設置)

第 3 条 附属機関を設置しようとするときは、法第 138 条の 4 第 3 項の規定により法律に定めがあるものを除き、条例によらなければならない。

2 附属機関等の設置の可否は次に掲げる要件に留意して判断するものとし、その設置基準は別表に定めるところによる。

- (1) 専門的な知識を導入し、公正を確保し、利害を調整し、又は民意を反映する必要性
- (2) 附属機関等の権能、設置目的及び所掌事務の明確性
- (3) 既に設置している附属機関等との統廃合の必要性

(委員の選任)

第 4 条 附属機関等の委員は、次に掲げる基準により選任するものとする。

- (1) 委員の人数は、効率的な行政運営の観点から、附属機関等の設置目的、所掌事務等を踏まえ、必要最小限の人数とすること。
- (2) 委員を選任するときは、過度な業務負担を避けるため、同一の者による附属機関等の委員の兼任が多くなならないよう配慮に努めること。
- (3) 委員の構成は、多様な視点や知見を得るため、幅広い年齢層から委員を選任するよう努めること。
- (4) 委員を選任するときは、新宿区男女共同参画推進計画等を踏まえ、男女の比率が一方の性に偏らないよう配慮に努めること。
- (5) 委員を選任するときは、高度な専門性や取り扱う情報への特別の配慮が求められる場合等を除き、区民の意見や視点を広く区政に反映するため、積極的に公募委員制度を導入するよう努めること。
- (6) 他の団体等からの推薦により委員を選任するときは、附属機関等の設置目的及び所掌事務に必要な知識、経験等を有する者を推薦するよう求めること。

(7) 委員の在任期間は、長期とならないように留意し、組織としての活性化を図るよう努めること。

(報酬及び謝礼金)

第5条 附属機関の委員に支給する報酬の額は、新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年新宿区条例第9号。以下「報酬条例」という。）の定めるところによる。

2 協議会等の委員に支給する謝礼金の額は、報酬条例に定める附属機関の委員に支給する報酬の額及び新宿区職員研修講師謝礼支払基準（平成12年3月27日付け11新総職第2970号）に定める区職員研修の講師に支給する謝礼金の額を参考にするとともに、協議会等の設置目的及び所掌事務、当該委員の選任趣旨及び役割、他の協議会等との均衡等を勘案し定めるものとする。

(会議の運営)

第6条 附属機関等の会議は、次に掲げる基準により運営するものとする。

(1) 会議を開催するときは、次のいずれかに該当する場合を除き、附属機関にあっては原則として公開するものとし、協議会等にあっては公開するよう努めるものとする。

ア 新宿区情報公開条例（平成13年新宿区条例第5号）第7条各号に掲げる情報が含まれる事項について審議、協議等を行う場合

イ 公開することにより公正かつ円滑な会議運営に支障が生ずると認められる場合

(2) 附属機関等の会議を非公開とする決定は、原則として当該附属機関等がその会議において行うものとし、その理由を明らかにしておくものとする。

(3) 会議を開催するときは、会議の公開又は非公開にかかわらず、原則として会議録又はそれに準ずるもの（以下「会議録等」という。）を作成するものとする。

(4) 会議録等には、原則として開催日時、開催場所、出席委員、議事等を記載するものとする。

(書面会議等)

第7条 附属機関等の会議は、その運営に支障がない範囲内において、書面又はオンライン等の方法により開催することができるものとする。

2 報酬又は謝礼金は、前項の規定により書面又はオンライン等の方法によって会議を開催する場合であっても附属機関等の委員に支給することができる。この場合においては、次に掲げる基準により委員が会議に出席し、又は出席に相当すると認められることを確認する。

(1) 書面の方法による会議 書面により表決、意見等の提出を受ける等会議の出席に相当する職務を行ったと認められること。

(2) オンライン等の方法による会議 Web会議サービス等への参加が確認できること。

(ホームページの作成)

第8条 附属機関はホームページを作成するものとし、取り扱う情報への特別の配慮が求められる場合等を除き、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 附属機関の会議の開催が決定した後 開催日時、開催場所、議題、傍聴の申込方法等に関すること。

(2) 附属機関の会議の開催が終了した後 会議の公開状況、会議を非公開とした場合における非公開の理由、審議内容、決定事項、会議資料、会議録等に関すること。

2 前項の規定は、協議会等について準用する。この場合において、同項中「作成する」とあるのは、「作成するよう努める」と読み替えるものとする。

(広報掲載)

第9条 附属機関は、広報新宿への掲載依頼期限を超過している場合、会議が非公開である場合等を除き、会議の開催が決定した後、前条第1項第1号に掲げる事項を広報新宿に掲載するものとする。

2 前項の規定は、協議会等について準用する。この場合において、同項中「掲載する」とあるのは、「掲載するよう努める」と読み替えるものとする。

(共同設置)

第10条 区が他の団体等と共同で設置し、運営する附属機関等については、この基準の適用に関して当該他の団体等と協議するものとする。

(廃止又は統合の検討)

第11条 次のいずれかに該当するときは、附属機関等の廃止を検討するものとする。

(1) 設置目的が達成されたとき。

(2) 社会経済情勢、区民ニーズ等の変化により設置の必要性が低下したとき。

(3) 他の行政手法等により代替が可能なとき。

2 次のいずれかに該当するときは、附属機関等の統合を検討するものとする。

(1) 設置目的及び所掌事務が他の附属機関等のものと類似又は重複しているとき。

(2) 行政の簡素化又は効率化の見地から、他の附属機関等との統合が望ましいとき。

(調整及び報告)

第12条 附属機関等の庶務を担当する課の長（以下「担当課長」という。）は、附属機関等の設置又は統廃合その他この基準の適用に関し、必要に応じ、総務部総務課長（以下「総務課長」という。）と調整するものとする。

2 総務課長は、附属機関等の設置及び運営状況について、定期又は随時に担当課長に対し報告を求めることができる。

(雑則)

第13条 この基準に定めるもののほか、附属機関等の設置及び運営に関し統一することが必要な事項については、総務部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(新宿区附属機関の情報提供に関する要綱の廃止)

2 新宿区附属機関の情報提供に関する要綱（平成15年8月7日付け15新総総第1060号）は、廃止する。

附 則

- 1 この基準は、令和6年10月1日から施行する。
- 2 この基準による改正後の第8条及び第9条の規定は、この基準の施行の日以後に開催する会議について適用する。

別表（第3条関係）

| | 附属機関 | 協議会等 |
|-----------|---------------------------------------|------------------------------------|
| 名称 | 審議会、審査会、調査会等 | 協議会、委員会、検討会、意見交換会、意見聴取会、懇談会等 |
| 設置目的・所掌事務 | 調停、審査、審議、調査等 | 協議、検討、意見交換、意見聴取等 |
| 委員 | 区の職員以外の者により構成（区の職員が加わることもできる。） | |
| 会議形態 | 組織として意見を集約し、その意見を区長等に対して表明（答申、提言等）する。 | 各委員から個別に意見を聴取し、意見の聴取結果を区として取りまとめる。 |

備考

- 1 協議会等は、次に掲げる基準に留意し、附属機関との差を明らかにした上で設置するものとする。
 - (1) 附属機関と混同する名称は避けること。
 - (2) 附属機関の設置目的及び所掌事務に抵触しないこと。
 - (3) 意見の取りまとめは区が行い、組織として意見集約、意思決定又は意見表明を行わないこと。
- 2 いずれの機関に該当するかは、名称等により限定されるものではなく、実質的な役割により判断するものとする。